

令和2年10月1日から12月31日までは
特定家畜人工授精用精液等もこの様式で報告

「特定家畜人工授精用精液等」と「それ以外
(乳用牛等)」は別々の報告書を提出

和牛の場合、(特定)と記載

家畜人工授精所における家畜人工授精用精液又は家畜受精卵
(特定家畜人工授精用精液等であるものを除く。)の業務に関する報告書

(特定)

2021年 3月 10日提出

山形県知事 殿

家畜改良増殖法施行規則第49条に基づき、2020年10月1日から12月31日までの家畜人工授精所の運営の状況を次のとおり報告します。

1	家畜人工授精所の管理番号	06XXXX
2	家畜人工授精所の名称及び所在地	山形家畜人工授精所 山形市松波 2-8-1
3	家畜の種類及びその業務の別	2 (1)
4	家畜人工授精用精液を譲渡した件数	5
5	家畜人工授精用精液を譲受した件数	30
6	家畜受精卵を譲渡した件数	
7	家畜受精卵を譲受した件数	

「家畜の種類(業務の別)」で記入
家畜の種類(牛、豚、馬等)毎に報告書を提出

延べ件数であるが、数量での記載も可

例：家畜人工授精を10頭を実施→譲渡した件数に「10」と記入

1回に100本の精液を購入→譲受した件数に「1」と記入

(日本産業規格A4)

備考

- 1 年は西暦で記載すること。
- 2 3の家畜の種類は次の区分により番号を記入し、家畜の種類ごとに記載すること。
 - 1 牛
 - 2 豚
 - 3 馬
 - 4 山羊
 - 5 めん羊
- 3 3の業務の別は次の区分により番号を記入すること。
 - 1 家畜人工授精用精液の採取及び処理の業務
 - 2 家畜体内受精卵の採取及び処理の業務
 - 3 家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌のとたいから採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 4 家畜体外受精卵の生産に関する業務(家畜の雌から採取した卵巣から未受精卵を採取し、及び処理し、体外受精を行い、並びにこれにより生じた受精卵を処理する場合に限る。)
 - 5 家畜人工授精用精液若しくは家畜受精卵又はこれらの保存
- 4 4及び5は家畜の種類ごとに記載し、6及び7は牛に限り記載すること。